

大事な農地を

イノシシから守ろう

町ではイノシシなどの有害鳥獣による被害防止・軽減を目的とした事業を実施しています。

令和2年度の事業を希望されるかたは期限までに申し込みをお願いします。

詳細は役場農林課にお問い合わせください。

▽イノシシ等被害防止事業

電気柵の購入に掛かる費用を町が補助します。

鹿児島県のみ農業協同組合から購入申込書が各世帯に送付されますので、希望されるかたは申込書に記入の上、各公民館長に提出してください。

○電気柵購入価格（税込）

- ・ 250坪セット
（約800平方メートル対応）
56100円
- ・ 500坪セット
（約2500平方メートル対応）
79200円

- 補助率＝購入価格の50%
- 申込期限＝10月25日（金）

▽鳥獣被害対策実践事業

1畝以上の集団農地については、国の交付金でワイヤーメッシュ柵を設置することができま

○申し込み方法

本事業は各地区の被害防止組合単位で実施することが条件です。希望する場合は事業主体の長島町有害鳥獣捕獲対策協議会（事務局・役場農林課）に申し込みください。被害防止組合が存在しない地区は組織を立ち上げる必要があります。

- 申込期限＝10月25日（金）
- 柵の設置

審査で認定後、協議会からワイヤーメッシュ柵の材料が貸与され、被害防止組合が自ら施工・管理します。管理・修繕などに掛かる費用は被害防止組合の負担となります。

貸与期間は14年間で、その後は無償譲渡します。

◎問い合わせ先

役場農林課農政係
☎（88）5670 [直通]

電気柵は正しく設置しましょう

電気柵を設置する際は設置基準を満たし、週に1度は点検を行い、安全管理を徹底しましょう。

○設置基準

電気柵は電気事業法で設置方法が定められており、満たさなければならぬ主な基準は次のとおりです。

- ① 危険である旨の表示をする
- ② 電気柵用電源装置を使用する
- ③ 漏電遮断器を設置する
- ④ 開閉器（スイッチ）を設置する

○安全管理

平成27年に静岡県で電気柵による感電で死亡事故が起きています。

事故を防ぐために安全管理を徹底し、次のことを守りましょう。

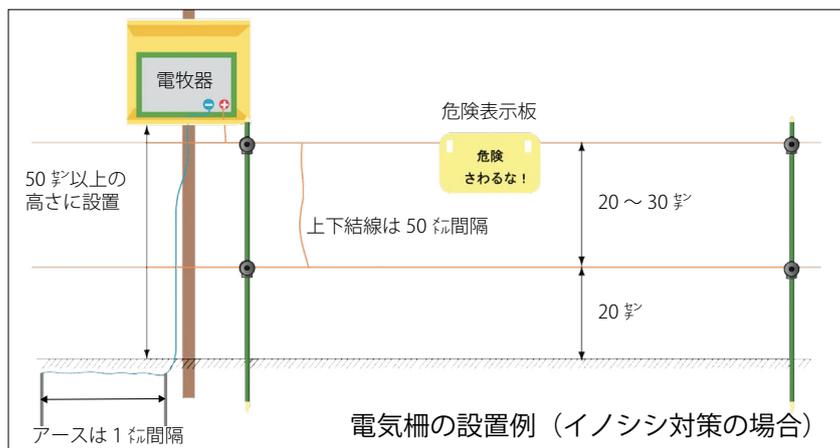
- ・ 不法改造をしない
- ・ 民家付近に設置しない
- ・ 子どもを近付かせない
- ・ 公道沿いに設置しない

○効果的な設置のポイント

- ・ 動物の口や鼻などに触れる高さに電柵線を設置する（イノシシの場合は地面から約20センチの高さ）
- ・ アースは地面に深く垂直に埋設し、1坪間隔で設置する
- ・ 上下結線は50坪間隔でつなぐ
- ・ 電柵線が草木に触れないようにする
- ・ 周辺は定期的に除草する
- ・ 電気柵を使用しない時期は撤去する



↑ 注意喚起は見やすい位置と文字で掲示



電気柵の設置例（イノシシ対策の場合）

◎問い合わせ先

役場農林課農政係
☎（88）5670 [直通]